

# NCM シェアード WLAN サービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

## 目次

第1条（総則） .....	2
第2条（用語の定義） .....	2
第3条（サービスの内容） .....	2
第4条（サービスの提供区域） .....	2
第5条（契約の単位） .....	3
第6条（契約の成立） .....	3
第7条（契約の期間） .....	3
第8条（サービスの提供条件） .....	3
第9条（料金の適用） .....	3
第10条（サービスの終了等） .....	3
第11条（無線回線による制約） .....	4
第12条（責任の制限） .....	4
第13条（履歴情報の取得） .....	4
第14条（所有権） .....	4
第15条（協議） .....	4
附 則 .....	4

## 第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社が構築したネットワーク資源を提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社と本サービスの加入契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり NCM シェアード WLAN サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 契約者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 法人・自治体向けサービス契約約款（以下「約款」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

## 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は電気通信事業法など関連法令において使用する用語例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 共用AP	複数の事業者が公衆無線LANサービスを提供するために当社が整備した共用型無線LANアクセスポイント
2 NCM サービスコネクタ	伝送路設備を持つ電気通信事業者同士の相互接続ポイント
3 設定パラメータシート	本サービスを利用するためのネットワーク設定に必要な情報を記載した当社所定のシート
4 公衆無線LANサービス区域	当社が別途提供する公衆無線LANサービスの区域
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるために、当社と契約者との間に締結される契約

## 第3条（サービスの内容）

本サービスは、当社の共用APから、相互接続事業者との NCM サービスコネクタまでの当社のネットワーク資源を提供するものとします。

2 当社は、前項において、契約者が当社に対して提出した設定パラメータシートを基にネットワーク設定を実施するものとします。

## 第4条（サービスの提供区域）

本サービスは、公衆無線LANサービス区域で提供します。

## 第5条（契約の単位）

本サービスの加入契約は、公衆無線LANサービス区域ごとに締結するものとします。

## 第6条（契約の成立）

本サービスの加入契約は、予め本規約及び約款を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入契約申込の承認を行い、当社が契約者への本サービスの提供を開始したときに成立するものとします。

## 第7条（契約の期間）

本サービスの加入契約は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年間とします。

2 前項に規定する契約期間満了の1ヶ月前までに契約者から申出がない場合は、当該契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とします。

## 第8条（サービスの提供条件）

当社は、次の各号に規定する条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) 当社が指定する場所において相互接続点を設けること。
- (2) 本サービスの提供に関する連絡窓口として、契約者により別途担当者を設けること。
- (3) 設定パラメータシートを当社に対して提出すること。
- (4) 公衆無線LANサービス区域において、当社の指定する共用APの数量を契約すること。

## 第9条（料金の適用）

本サービスの料金は、別に定める場合を除き、NCMシェアードWLANサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するところによります。

2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金表を改定する場合は、2ヶ月前に当社所定の方法により当該契約者に通知するものとします。

## 第10条（サービスの終了等）

当社は、契約者が第8条（サービスの提供条件）に規定する条件を一部でも履行しなかった場合は、本サービスの提供を終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

### **第11条（無線回線による制約）**

本サービスにおいては、次の各号の事由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- （1）電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- （2）遮蔽物による電波障害

### **第12条（責任の制限）**

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係わる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じ。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、契約者が当該申出をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該申出をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

### **第13条（履歴情報の取得）**

当社は、利用時間帯、IPアドレス及び端末の個体識別情報（MACアドレス）等の情報を取得できるものとします。この情報は、プロバイダ責任制限法に基づき利用します。

### **第14条（所有権）**

本サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号、第三者が提供するサービス又はそれに付随する技術全般は、当社又は当該提供者に帰属するものとします。

### **第15条（協議）**

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

## **附 則**

（実施期日）

本規約は、2020年11月1日より実施します。

本規約は、2024年3月15日より改訂の上、実施します。